

果実などのオンラインもぎ取り体験に取り組んでみませんか！？ (オンラインもぎ取り体験等普及促進事業費補助金)

山梨県はウィズコロナ・ポストコロナ時代を踏まえた新たな農業ビジネスとして期待されるオンラインもぎ取り体験等の定着・普及を図るため、農業者や観光事業者等の取り組みを支援します。

補助事業の主な内容

補助対象事業	・ インターネットを利用してオンラインで県産農産物のもぎ取り体験を実施するもの、またはオンラインツアーやオンラインイベントなどの一部に県産農産物のもぎ取り体験が含まれるもの ※もぎ取り等を実施する農産物の配送が含まれるものに限ります
補助対象者	・ 農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合、観光事業者及び知事が認める団体等
補助額	・ 参加組数に補助単価1,900円を乗じた額 例) 参加10組×1,900円=19,000円(補助額)
実施期間	・ 令和3年度

手続きの流れ

- ①事業者は交付申請書、事業実施計画書等を県に提出
(事前にご相談の上、概ね1ヶ月前までに提出をお願いします)
- ②県が事業内容等を確認し交付決定
- ③事業者は実施計画書に沿って事業を実施
- ④事業者は事業終了後、1ヶ月以内の実績報告書等を県に提出
- ⑤県が実績報告書等を確認し事業者へ補助金を交付

申請時期 (予定)

- 5～7月 (6～8月実施分 オウトウ、モモ、スモモなど)
- 7～9月 (8～10月実施分 ブドウなど)
- 10～1月 (12～2月実施分 イチゴなど)

事業に関する情報・申請書類等は山梨県HPに掲載します。
「オンラインもぎ取り体験等普及促進事業」で検索するか、
QRコードの読み取りをお願いします。



申請先 山梨県 果樹・6次産業振興課 果樹担当
甲府市丸の内1-6-1 (TEL) 055-223-1601